

鎌倉市情報公開・個人情報保護審議会
平成29年11月20日

鎌倉市長 松尾 崇 様

鎌倉市情報公開・個人情報保護運営審議会
会長 安 富 潔

鎌倉市長の所管に係る個人情報の取扱いに関する意見について（答申）

鎌倉市個人情報保護条例第10条第2項の規定に基づき、平成29年9月28日付け鎌倉支第1477号をもって諮問のありましたオンライン結合による個人情報の処理につきましては、諮問の内容を適当なものと認めましたので答申します。

つきましては、この条例による個人情報保護制度の趣旨に沿って、個人の権利及び利益を侵害することのないよう実施機関において十分に配慮されるよう要望します。

取扱いに係る個人情報の性質に照らし、オンライン結合による個人情報の提供にあたっては、瞬時かつ大量に個人情報を取扱うことが可能になるため、情報の安全性など適正な取扱いの確保に努め、個人情報の保護と鎌倉市情報セキュリティポリシー（平成23年6月8日全部改定、平成28年3月4日最終改定）に配慮してより一層慎重な対応に心がけることを求めます。

鎌倉市個人情報保護条例第10条第2項の規定に基づく諮問事案

番号	業務名	業務の概要	業務主管課名	導入年度
2	指定障害児相談支援 給付費請求事務	神奈川県国民健康保団体連合会 の電子請求受付システムを利用 し、障害児通所給付費等に係る 請求事務を効率的かつ効果的に 実施する。	発達支援室	平成24年度
	児童発達支援センタ ーあおぞら園障害児 通所支援給付費請求 事務			